

熱海市印鑑条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年10月1日

熱海市長 齊 藤 栄

熱海市条例第25号

熱海市印鑑条例の一部を改正する条例

熱海市印鑑条例（昭和50年熱海市条例第1号）の一部を改正する条例の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「熱海市の」を「熱海市が備える」に改める。

第5条第2項第1号中「、名」の次に「、旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号。以下「令」という。）第30条の13に規定する旧氏をいう。以下同じ。）」を加え、「住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の26第1項」を「（令第30条の16第1項）に改め、「又は氏名」の次に「、旧氏」を加え、同項第2号中「氏名」の次に「、旧氏」を加える。

第6条第4号を次のように改める。

(4) 氏名（氏に変更があった者に係る住民票に旧氏の記載（法第6条第3項の規定により磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。）をもって調製する住民票にあっては、記録。以下同じ。）がされている場合にあっては氏名及び当該旧氏、外国人住民に係る住民票に通称の記載がされている場合にあっては氏名及び当該通称）

第11条第1項中「写し」の次に「（印影の写しにあっては、印鑑登録原票に登録されている印影を光学画像読取装置（これに準ずる方法により一定の画像を正確に読み取ることができる機器を含む。）により読み取って磁気ディスクに記録し、これをプリンターから打ち出したものを含む。）」を加え、同項第2号中「氏名（」の次に「氏に変更があった者に係る住民票に旧氏の記載がされている場合にあっては氏名及び当該旧氏、」を加え、「通称が記録されている」を「通称の記載がされている」に改め、「、氏名及び通称」を「氏名及び当該通称」に改め、同項第6号中「記録されている」を「記載がされている」に改める。

第15条第1項第3号中「、氏」の次に「（氏に変更があった者にあっては、住民票に記載がされている旧氏を含む。）」を加える。

附 則

この条例は、令和元年11月5日から施行する。